

令和８～１０年度 和光市国民健康保険集団健診（ドック） 業務委託仕様書

1 和光市国民健康保険集団健診の概要

（１）業務委託名

和光市国民健康保険集団健診（ドック）（以下「国保集団健診」という。）業務

（２）目的

国民健康保険制度は、平成３０年度に都道府県単位の運営となる制度改正が行われ、市は保険者機能を推進し、医療費適正化や保健事業の充実に係る施策の積極的展開を求められている。市では、和光市国民健康保険ヘルスプランとして、和光市国民健康保険事業計画、和光市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び和光市特定健康診査等実施計画の３計画を包括的に策定し、国保医療費や疾病状況を分析し今後の医療費の推計や、適正給付につなげるための取組や効果的かつ効率的な保健事業の推進を図っている。

和光市国民健康保険ヘルスプランに基づく同事業は、特定健診とがん検診等を組み合わせた総合的かつ受診利便性を高めた内容による特定健康診査（以下、「特定健診」という。）とがん検診等を組み合わせた総合的かつ受診利便性を高めた内容による特定健診及びがん検診の受診率の向上、並びに特定保健指導分割実施による早い段階での生活習慣改善の主体的な取組等メタボリックシンドロームの予防・改善を図るものである。

（３）委託期間

契約締結日から令和１１年３月３１日までとする。（長期継続契約）

（４）国保集団健診日程等について

下記ア～エを原則とし、令和８年度の集団健診実施日程、時間、受付会場及び定員案は別紙１のとおりとし、契約締結後に市と受託者が協議して最終決定するものとする。なお、令和９年度以降の実施日時及び会場については、市が受診者数や動向等を鑑みて、翌年度の集団健診実施日案を毎年１１月頃に提示し、市と受託者で協議のうえ、翌年度の実施日程等を決定するものとする。

ア 実施日程

７月と１２月に計１０日程度実施するものとする。

イ 受付時間

各日程の受付時間は原則午前８時から正午までとする。

ウ 会場

和光市健康増進センター（広沢1－5－51）

エ 定員

各日程160人程度とする。

（５）健（検）診項目・対象者

契約期間中の健（検）診項目、対象者は以下ア、イのとおりとする。ただし国や県より健（検）診に関する指針の改正等が示された場合、並びに市方針として健（検）診項目の変更を行う場合には、当該指針等を踏まえ、各年度が始まる前に市が提示することとする。

ア 健（検）診項目

健（検）診項目は下記（ア）～（ク）とする。各健（検）診の測定内容の詳細は、別紙2を参照すること。ただし、各年度により変更の可能性がある。

（ア）和光市国民健康保険特定健康診査（以下「国保特定健診」という。）※

（イ）肺がん検診※

（ウ）大腸がん検診※

（エ）胃がん検診

（オ）前立腺がん検診

（カ）乳がん検診

（キ）子宮頸がん検診

（ク）肝炎ウイルス検診

※国保集団健診では、上記（ア）～（ウ）の健（検）診項目の受診を原則必須とする。

イ 対象者

令和8年度の各健（検）診の対象者については、別紙3を参照すること。また、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」（以下「がんクーポン券事業」という。）の対象者は別紙4を参照すること。別紙3、4については、令和9年度以降は年度当初に市より提示する。

2 委託する業務の内容

（１）健診事務全般

ア データ作成・管理業務

予約者名簿、健（検）診結果一覧表等を市が指定する内容でデータ作成（Microsoft Excel 等）し、市が指定する日時に提出すること。作成するデータについては、表1を参照すること。国保特定健診の電子媒体（XMLデータ）については、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づくXML形式で作成する。XMLデータについては誤りのないよう、外部委託を含め十分注意のうえ作成する。

データ作成後、誤りがないかダブルチェック等確認する体制を構築し、データの正確性を確保するものとする。

表 1

健診実施前	予約者名簿（Excel データ）
健診実施後	健（検）診結果一覧表の電子媒体（Excel データ）
	健（検）診結果一覧表の電子媒体（市指定の CSV 形式データ）
	個人別健（検）診結果通知票のコピー（紙媒体 A 4 版）
	受付名簿
	検便、喀痰の後日回収者名簿
	事業報告書
	国保特定健診医療健診の受診券の提出がない者の名簿（Excel データ）
	国保特定健診の電子媒体（XML データ）
	その他市が指定するデータ 等

※データ作成にあたっての備考

・市は、市で受け付けた予約者について、予約者が特定健診及び各がん検診等を受診するための年齢要件等や、保険資格の保有状況を確認する。市は、各健診を受診する資格を有する者の特定健診の受診券番号を当該データに付して、受託者に送付する。

イ 帳票作成業務

健（検）診前及び健（検）診後に必要とする帳票類（問診票、予約票、健診案内冊子、封筒、結果票、アンケート等）をすべて作成すること。必要な文書については、市とやりとりのうえ決定し、校正まで行うこと。

ウ 封入・発送業務

予約票等受診に必要な帳票類は、実施日の 1 週間前までに受診予定者の手元に届くよう、市が指定した期日に原則和光郵便局から発送すること。

結果返却説明会に不参加だった方の健診結果は、市が指定した期日に和光郵便局から普通郵便で発送すること。

（２）健（検）診当日の管理運営

ア 実施体制

健（検）診当日は、（ア）～（セ）の業務についてスタッフを配置すること。スタッフの人数については、効率的な運用にて健（検）診を円滑に進められる配置とし、市と協議のうえ決定

する。また、健診が円滑に実施できるよう、健診日前日までに会場設営を行うこと。

健(検)診終了後は各受診者数等を集計し事業報告書を提出すること。

- (ア) 受付・健診の説明・誘導・最終確認
- (イ) 会計(自己負担額受理、領収書発行等)
- (ウ) 問診・腹囲測定等
- (エ) 血圧測定・採血(看護師等の専門職)
- (オ) 尿検査(検査技師)
- (カ) 心電図検査(検査技師)
- (キ) 眼底検査(検査技師)
- (ク) 診察(医師・看護師等の専門職)
- (ケ) 保健指導(特定保健指導分割実施等)(保健師、管理栄養士等) ※1
- (コ) 胃がん検診(検査技師)
- (サ) 肺がん検診(検査技師)
- (シ) 乳がん検診(検査技師) ※2
- (ス) 子宮頸がん検診(医師、看護師) ※2
- (セ) 健(検)診実施責任者

※1 (ケ)に従事する専門職は、3名以上配置すること

※2 乳がん検診・子宮頸がん検診の検査技師・看護師・医師は女性とする。

イ 受付業務

全ての健(検)診について、本人確認書類や受診券等の提示をうけ、健(検)診受診条件に該当しているか確認のうえ、各種受診券を回収すること。また、自己負担額を徴収し、領収書を発行すること。「がんクーポン事業」対象者の場合は、無料クーポンを回収すること。

ウ 健(検)診業務

(ア) 国保特定健診

a 特定健診・特定保健指導の実施について

特定健診及び特定保健指導は、『高齢者の医療の確保に関する法律』(昭和57年法律第80号)、『特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準』(平成19年厚生労働省令第157号)、『特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き』、及び『標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)』等(改正内容を含む)に基づき実施すること。実施の詳細は「健診時の保健指導(特定保健指導分割実施及び継続支援を含む)」(別紙5)を参照すること。また、下記の目標値(表2)を参考に、業務を実施すること。

市は国保集団健診及び集団健診限定で当該年度末40歳から49歳の者について、若年層の特定健診受診率向上を目的とし、自己負担額1,000円を無料として特定健診を実施する。(別紙3参照)

表2 第4期特定健診等実施計画における目標値(令和8年度)

ア 特定健診受診率	対象者総数中の51%
イ 特定保健指導終了率	動機付け支援及び積極的支援総数中の70%
ウ 特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	令和8年度集団健診における特定保健指導参加者数(分割・通常)の10% (令和8年度集団健診における特定保健指導参加者のうち、令和8年度の特定保健指導終了時に判定したBMIが25未満、または腹囲が男性は85cm未満、女性は90cm未満となった方の割合を指す)

b 健診当日の特定保健指導分割実施について

健診当日の特定保健指導実施は、健診の流れの一部として保健指導を取り込むことにより実施数増加が見込まれることから、集団健診当日に特定保健指導を分割実施した場合の目標値は下記(表3)のとおりとすること。

表3 健診当日の特定保健指導の実施率

特定保健指導実施率	当該年度の集団健診での動機付け支援及び積極的支援総数中の70%以上 (健診当日に特定保健指導分割実施をしたが、当該年度の健診結果で特定保健指導対象外となった人を除く)
-----------	--

(イ) 各がん検診

以下a～を原則とし、契約期間中に新たに国や県より各がん検診に関する指針等が示された場合には、当該指針を踏まえた内容とする。

- a 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(改正内容を含む)、国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」(検診実施機関用)等に基づき実施すること。年度当初に市が指定する書式にてチェックリストを提出すること。
- b 子宮頸がん検診のHPV検査については、別紙6を参照すること。
- c 肺がん・胃がん・乳がん検診の二重読影を行った医師、子宮頸がん検診の細胞検査技師・細胞診断医名を結果票に明記すること。
- d 該当がんの治療中や経過観察中等のがん検診対象外者が問診の段階で申告した

場合は、検診を中止すること。その際には、本人が対象外であることをわかりやすく説明し、理解及び納得してもらうよう対応すること。

- e 検診日当日に大腸がん検診の検体を提出できなかった者、肺がん検診の間診結果により喀痰検査の対象となった者については、後日回収日を設定し、市に来庁のうえ検体回収を行うこと。各健（検）診最終日には後日回収者名簿と検体回収用保冷バッグ等を市に提出すること。また、後日回収分の検査結果を含めて、結果通知票を作成すること。
- f 問診等で聴取した内容については、検診結果に記載する等して反映させること。

（３）結果説明会業務

結果説明会では、健（検）診結果の返却の他、小グループ指導、個別相談希望者へのヘルスアップ相談、特定保健指導（初回面接２回目）を実施すること。

結果返却を行う際は、健（検）診受診時に配布した健診結果説明会案内及び本人確認書類等により、対象者確認をしたうえで、国保集団健診の結果を手渡しにて返却すること。

終了後は事業報告書を提出すること。書式に関しては市と協議の上決定したものを使用すること。

ア 実施日程

各健診日から約１か月後の１～２日間で設定し、各日ともに、受付時間は午前９時３０分～午前１１時３０分を基本とする。また、会場は和光市健康増進センターとし、２日間の場合は土、日どちらかを含める。令和８年度案は以下（ア）、（イ）のとおりとし、令和９年度以降は年度当初に市より提示し、市と受託者による協議のうえ決定する。

（ア） 令和８年度７月実施分

８月下旬頃の２日間

（イ） 令和８年度１２月実施分

令和９年１月中旬頃の１日間

イ 実施体制

結果説明会当日のスタッフの人数については、効率的な運用にて結果説明会・ヘルスアップ相談を円滑に勧められる配置とし、市と協議のうえ決定する。ただし、（イ）～（オ）の業務については下記の基準以上のスタッフを配置することとする。なお、他事業者による事業が同日に開催される場合がある。事業の連携を取る必要がある場合は市と受託者で協議のうえ決定する。

（ア） 受付・誘導

（イ） 小グループ指導

講義形式での指導経験を有する保健師２名以上

※ただし、基準の人数の保健師を揃えられない場合は同等の経験を有する看護師でも

可とする。

(ウ) ヘルスアップ相談

個別形式の指導経験を有する保健師7名以上、管理栄養士2名以上

※ただし、基準の人数の保健師を揃えられない場合は同等の経験を有する看護師でも可とする。

(エ) 特定保健指導

特定保健指導の実施が可能な専門職(保健師、管理栄養士)2名以上

(オ) 骨密度測定検査

臨床検査技師等の医療職を1名含むスタッフ2名以上

※(オ)については、市が準備する測定機器を使用する。

※当該年度において市の骨密度検診未受診の方、もしくは受診機会がなかった方を対象とする。

ウ 結果説明会前準備(市への提出物)

健診結果説明会の前日(前日が休業日に当たる場合は前営業日)までに、以下(ア)～(オ)を作成し、(ア)～(エ)を市に提出すること。また、(オ)を別紙1に記載している締切日までに埼玉県国保連合会に提出すること。健(検)診結果のデータ化にあたっては、市が指定する様式に併せてデータを正確に作成し、納品するものとする。

(ア) 個人別健(検)診結果通知票のコピー(A4版)

(イ) 健診結果一覧表の電子データ(Excelデータ)

(ウ) 健診結果一覧表の電子データ(市指定のCSV形式データ)

(エ) 国保特定健診医療健診の受診券の提出がない者の名簿

※対象者確認後、市にて受診券番号を記載し、受託者へ報告する

(オ) 国保特定健診の電子媒体(XMLデータ)

エ 未来所者への対応

健診結果説明会未来所者の健(検)診結果票は、結果説明会から1週間は健康支援課で預かり、希望者には本人確認書類等による本人確認後、手渡しで返却する。1週間以降は受託者が市に来庁し、健(検)診結果票を回収して、未来所者分の健(検)診結果票を和光郵便局から普通郵便で郵送すること。健(検)診結果票を配布または郵送にて返却したことを確認するための名簿は、結果返却郵送当日にコピーをとり、原本提出のうえ報告すること。

オ 早急な精密検査や治療が必要と判断された場合の対応について

(ア) 各がん検診

受託者の検診医によって検査結果から早急な精密検査や治療が必要と判断された場合

には、すみやかに市に電話連絡のうえ、該当者のリスト、該当者に渡す紹介状、検診結果ならびにがん検診の場合にはレントゲン撮影結果（CD-R）を市へ提出すること。

（イ） 肝炎ウイルス検診

肝炎ウイルス検査陽性者については、すみやかに市に電話連絡のうえ、該当者のリスト、該当者直筆の問診票（PDF 可）、健診結果を市へ提出すること。

3 提出物

（1） 健診実施前に提出するもの

下記ア～ウを年度当初に提出すること。エ、オについては、契約初年度に提出し、変更があった場合は修正し提出すること。

ア がん検診精度管理チェックリスト

イ 乳がん検診に係る読影医、撮影診療放射線技師リスト

ウ 個人情報保護取扱特記事項に係る届出

エ 業務実施体制調書

オ 個人情報管理体制確認表

（2） 請求書と同時に提出するもの

結果郵送後すみやかに市の指定する書類を添付して遅延なく請求すること。なお、請求する際は、各種健（検）診、健（検）診前後の業務、結果返却業務委託料等の内容を実施月ごとにまとめ、請求すること。請求書様式については、市が指示する。

4 費用の請求・支払いについて

国保特定健診受診料については、国民健康保険団体連合会の特定健診等データ管理システムへのXMLデータ取込が完了後、3（2）を提出し、市が検査を実施後、市に直接請求すること。その他の委託料についてみ、市に直接請求すること。

5 その他

（1） 個人情報の取り扱いについて

ア 受託者は個人情報の保護に関する法律及び個人情報特記事項（別紙9）を遵守すること。

イ 受託者は3（1）オの個人情報管理体制確認表に記載されている内容を確実に実施すること。

（2） 再委託の禁止

再委託については禁止とする。受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただしあらかじめ市の承諾を書面により得た時はこの限りでない。なお、再委託先が個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ市の承諾を書面で受けること。また、再委託先の

個人情報の取扱いについては5(1)アのとおりとする。

(3) 健診受診者への結果の再発行・CD-Rのお渡しについて

受託者が保有する健診結果について、健診受診者から再発行依頼やCD-Rの提供依頼があった場合の対応については、市民の負担が最小限になるように、市と協議の上決定すること。

(4) 新興感染症及び自然災害等への対応

新興感染症及び自然災害等により健診実施が難しい状況が発生したときは、市と受託者が協議のうえ、実施日程等を変更または実施を中止するものとする。

(5) 実施の配慮

健(検)診実施にあたっては、下記ア～キを遵守すること。

ア 受診者のプライバシーに十分配慮して実施すること。

イ 受診時、受診者の移動の順序を明確にし、表示や案内係を配置、受診者が受診の流れを理解できるように説明する等、円滑かつ快適に受診できるようにすること。

ウ 受診者の待ち時間を少なくするよう努力すること。やむを得ず、待ち時間が生じる場合は、受診者が不快を感じないよう環境に配慮すること。

エ 検査着を使用する場合は、洗濯(クリーニング)してある衣類を受診者数分用意すること。
また、ブーツ等靴の着脱が困難な対象者のためにスリッパを用意すること。

オ 会場設営、健(検)診に必要な物品等は原則としてすべて用意すること。

カ 毎日健(検)診終了後は、使用施設の清掃・消毒及び窓等施錠の確認を行うこと。

キ 不測の事態が発生した場合には、市担当者と協議し対応を決定すること。

(6) その他留意事項

ア 健(検)診実施場所の準備及び撤収については、施設の開錠や施錠を含め受託者が全て行う。準備は健(検)診日当日の受付時間前30分までに完了し、受付時間前に受診者が来庁した場合等、待合案内を行う等誠意を持って対応するものとする。

イ 施設の鍵及び施設利用許可証等必要物品については、市が事前に受託者に貸与するため、使用及び保管等取り扱いは健(検)診実施責任者が厳重に注意する。健(検)診準備については、実施施設等の状況が許す場合には、市の許可を得て健(検)診日前の準備を行うことができる。撤収については、施設を使用する前の現状のレイアウトに復帰し、電源や窓の施錠等をきちんと確認したうえで、市の担当者に報告する。会場の鍵の保管、開場等については別紙10とおり厳重に管理及び実施する。

ウ 健(検)診関係書類を契約期間終了後においても5年間は保存すること。ただし問診票、アンケート、各種受診券及びクーポンについては、原本を市の指定する方法で納品す

る。

エ 実施に関する詳細な内容については、あらかじめ市と協議するとともに、受託者は市と連絡調整を綿密に行い、求めに応じて可能な業務実施について調整すること。業務の遂行にあたって疑問が生じたときは、必ず市の指示を受けて実施すること。

オ 本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、または本事業履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合、市と実施期間との間で協議の上、定めるものとする。